

超感覚英語・TOEIC 講座にお申し込みいただいた皆さまへ（概要書面）

超感覚英語・TOEIC 講座（以下、「本講座」といいます）のお申し込みにあたってご確認いただきたい事項をご案内いたします。お申し込みにあたっては、下記事項を必ずご確認いただきますようお願いいたします。

事業者名：大学生協事業連合

住所：東京都杉並区和田 3-30-22

【ご確認事項】

※内容を十分お確かめください

本講座は、実践的な英語コミュニケーション能力を身につけることを主目的として、講義を通じてその実現をはかります。講座の実施にあたっては 大学生協事業連合九州地区事業推進部学び事業推進グループ（以下、「講座事務局」）が運営を担当します。

1. 役務の内容及びご購入いただく商品、及びその費用については以下の通りです。（単位：円／消費税含む・以下金額表示は同様）

講義受講料（全 17 回）	51,000
テキスト 3 冊	5,170
初期費用	5,830
超感覚英語・TOEIC 講座 受講料合計	62,000

- ・ご入学予定の各大学生協の定める方法及び期限によりお支払い下さい。なお、上記の一部のみを申し込むことはできません。
- ・最少開講人数（20 人）に達しなかった場合は 4 月 10 日（水）までに中止する旨のご連絡を致します。

2. 本講座は 2024 年 4 月～11 月までの期間で開講します。

3. 本講座に参加するための機器や回線などの環境は受講生が用意するものとします。

受講に際しての接続や回線によるトラブル、視聴品質の低下等については原因の如何を問わず弊会ではその責を負いません。

4. 本講座は大学生協事業連合九州地区が主催し、九州・沖縄地区の大学生協組合員が参加可能です。これを受ける権利を他人に譲渡することはできません。

5. 本講座に関わる配布資料・その他の印刷物、音源、画像データなど（以下、「教材」といいます）は電子メディアや紙などの媒体の種別に関わらず、講座事務局に無断で複製・複写・中継することは一切できません。

6. クーリング・オフに関する事項

- （1）本講座は、受講料を所定の大学生協窓口が受理した時点をもって契約の成立とします。
- （2）契約書面を受け取った日を含む 8 日間は、書面により無条件に本講座の役務提供契約の申し込みの撤回（当該契約が成立した場合は当該契約の解除）を行うこと（以下、「クーリング・オフ」といいます）ができます。
- （3）前項に規定する解約の効力は、契約解除の通知書面を大学生協へ提出、もしくは郵送した日（郵便消印日付）から生じます。
- （4）この場合は、お申込者は違約金や損害賠償を支払う必要はありません。既に本講座受講料（教材代金含む）の全部または、一部を支払われている場合は、速やかに大学生協よりその金額の返還をうけることができます。
- （5）クーリング・オフが不実告知による誤認または威迫による困惑によって行使されなかった場合には、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む 8 日を経過するまでは、クーリング・オフができます。

7. 中途解約（クーリング・オフが可能な期間の経過後の契約解除）に関する事項に関する事項

（1）第 1 回講義の開始前までに契約解除の場合、受講料全額を返金致します。

（2）第 1 回講義開始後の契約解除の場合、受講料から下記を差し引いた金額を返金致します。

①解約申し出日までに実施された講義の対価に相当する受講料（解約お申し出までに実施済みの回数に講義の単価 3,000 円をかけた金額）

②テキスト費用 5,170 円/3 冊

③初期費用 5,830 円

④講座受講料から①～③の金額を控除した残額の 20%に相当する金額

8. 本講座では講座の品質管理、効果測定、及びその他の教育的目的と普及のために、録音・録画・撮影を行うことがあります。これらは原則として講座内及び講座事務局・講師の管理の下でのみ視聴できるものとします。但し、本講座の普及のためにこれらを利用する場合は、上記から除くことがあります。その場合においては本人の許諾がある場合を除き、個人の特定ができない状態で利用するものとします。

9. 役務の変更について

本講座の受講日・実施場所等の軽微な変更がある場合は、受講生宛に電話またはメールにて講座事務局よりご連絡致します。

10. この書面がない事項については[大学生協事業連合講座約款 A](#) の定めによります。

11. 本講座の運営に関する個人情報については[大学生協事業連合個人情報保護方針](#)に則り、講座事務局が管理します。

以上